

「同一労働同一賃金」をめざして

地方自治法を改正し、すべての会計年度任用職員に勤勉手当支給を実現しよう!

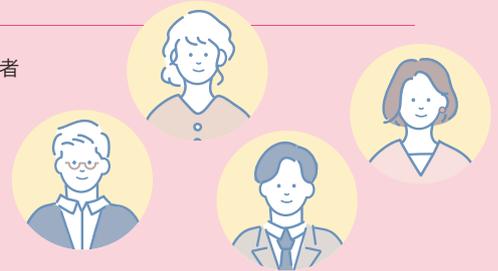
調査趣旨

連合が隔年で実施している「パート・派遣等労働者生活アンケート」は、パートタイマー、契約職員、派遣社員等非正規労働者の職場や日常生活における実態を把握し、非正規労働者の処遇改善と労働組合の活動に役立てることを目的に実施しています。

本調査に自治労独自の質問を追加し自治労回答分を抽出することで、会計年度任用職員制度移行一年を経過した実態や課題を明らかにしました。本調査結果を活用し、自治体で働く会計年度任用職員等の処遇改善、雇用安定、「勤勉手当」支給を可能とする法改正の実現にむけ取り組みを推進します。

調査実施概要

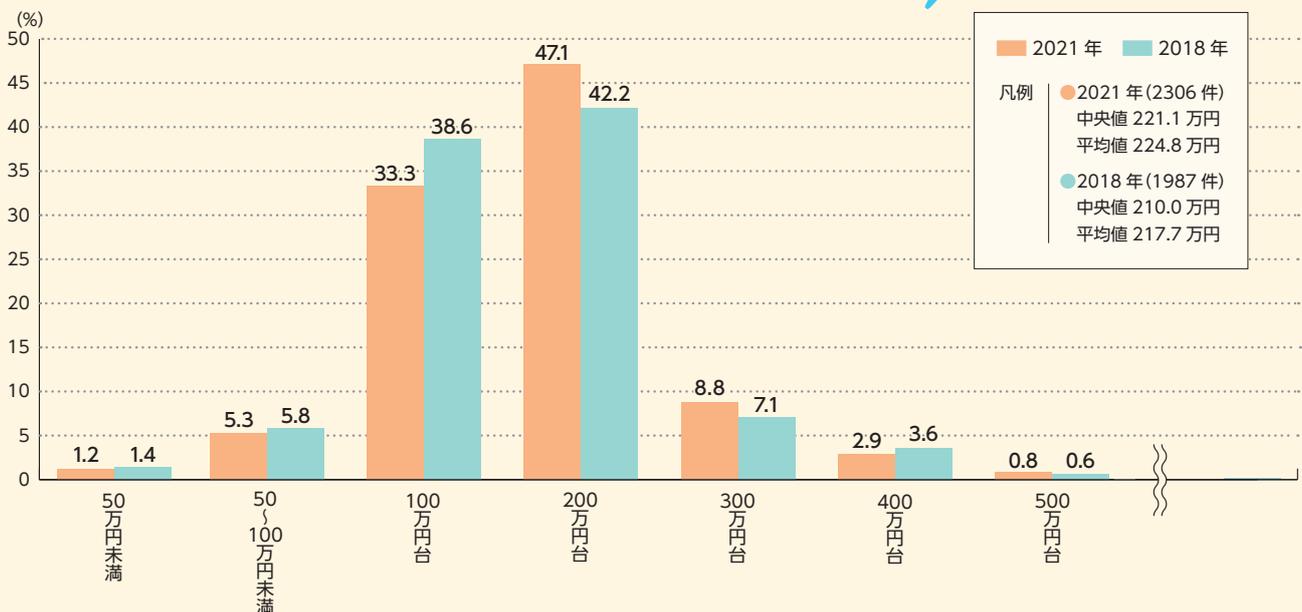
| | |
|-------|----------------------|
| 調査対象 | 自治労加盟単組がある職場の非正規労働者 |
| 調査基準日 | 2021年6～8月 |
| 調査方法 | 配票とWeb調査の併用 |
| 有効回答数 | 2,493件(内、Web回答は220件) |
| 調査団体 | 日本労働組合総連合会 総合労働局 |



年間賃金収入は、依然200万円台が5割

2020年の本人の年間賃金収入は、「200万円台」が47.1%、「100万円台」が33.3%を占め、**回答者の8割が100～200万円台に集中している**。平均の本人年間賃金収入は224.8万円(中央値は221.7万円)である。**2018年(217.7万円)を7.1万円上回る程度の微増にとどまっている**。

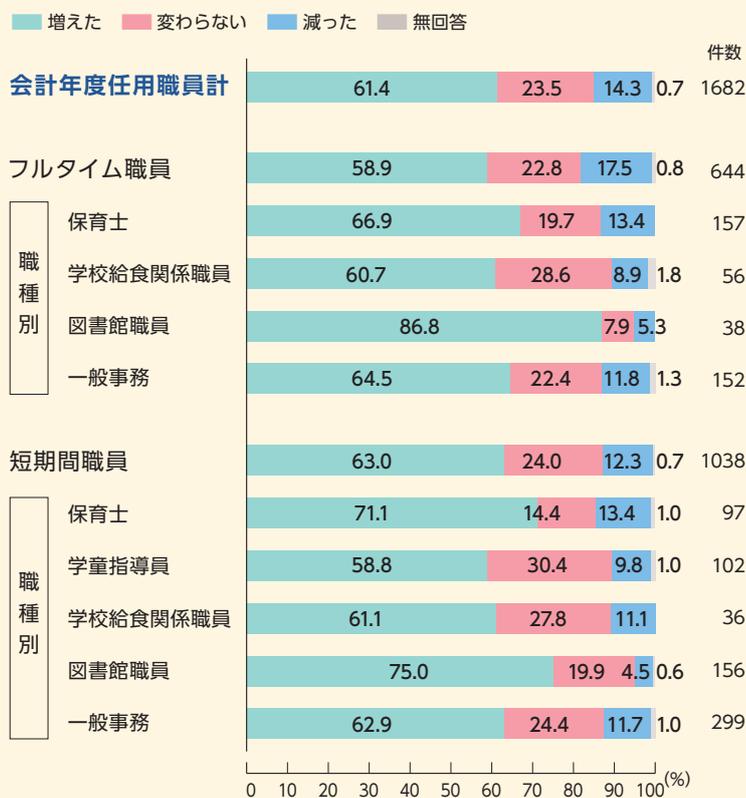
2020年の本人年間賃金収入(「わからない」、無回答を除く)



1年間の収入（期末手当含む）の変化

「増えた」が6割以上あるが 「変わらない」+「減った」も4割

会計年度任用職員制度の開始前（2020年3月以前）と比べた1年間の収入（期末手当含む）



会計年度任用職員制度開始前（2020年3月以前）と比べた[1年間（期末手当含む）の収入]は、「増えた」が61.4%で6割強と多数を占めるが、「**変わらない**」が23.5%、「**減った**」が14.3%となっている。

フルタイム職員全体では、「変わらない22.8%」「減った17.5%」で、職種別にみると図書館職員以外の職種で**4割の人が収入増を感じられていない**。特に学校給食関係職員では37.5%に及んでいる。

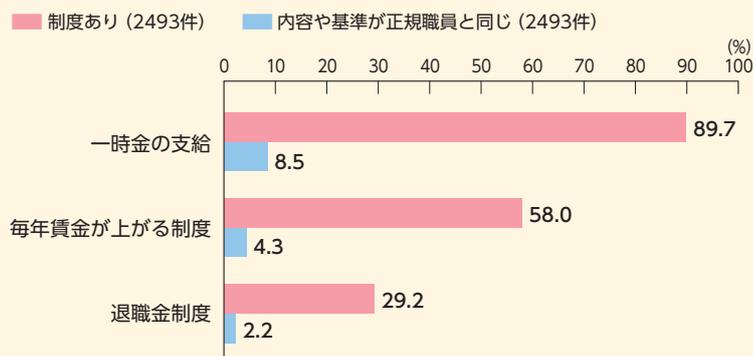
短時間職員でも、**学童指導員、学校給食関係職員、一般事務で、4割前後が収入増になっていない**。



諸手当の有無と正規職員との違い

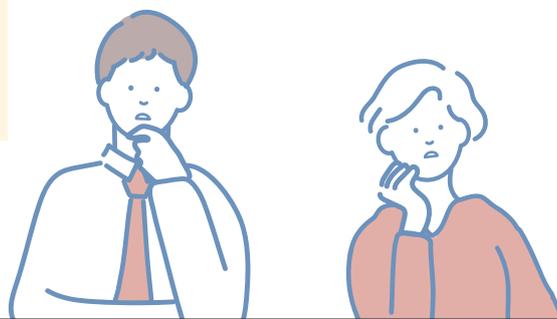
一時金や賃上げ制度（いわゆる昇給）の「あり」が大幅増も、 正規職員との差は埋まらず

諸制度の有無と正規職員との違い



会計年度任用職員制度により「一時金の支給」は89.7%となったが、「**退職金制度**」29.2%と少ない。

また、制度はあっても内容や基準が正規職員と異なるケースが多く、「一時金の支給」(8.5%)や「毎年賃金が上がる制度」(4.3%)、「退職金制度」(2.2%)など、**正規職員と同じなのは1割にも満たない**。

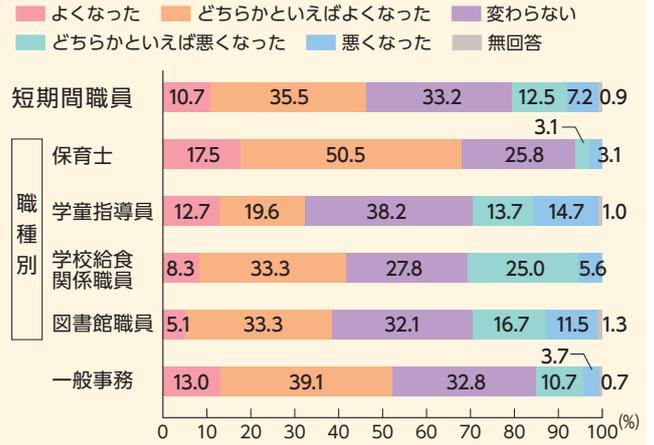


給与や福利厚生などを含めた労働条件の変化

「よくなった」が5割弱だが、「悪くなった」も3割

会計年度任用職員制度開始前と比べた給与や福利厚生などを含めた「労働条件」を短時間職員で見ると、5割弱が「よくなった、どちらかといえばよくなった」と回答しているが、学童指導員や図書館職員は「よくなった」が3割台と少なく、「**どちらかといえば悪くなった、悪くなった**」が3割台を占めている。「**変わらない**」を加えれば、**半数以上が制度による改善を感じていないことになる。**

会計年度任用職員制度の開始前と比べた給与や福利厚生などを含めた労働条件（短時間職員）

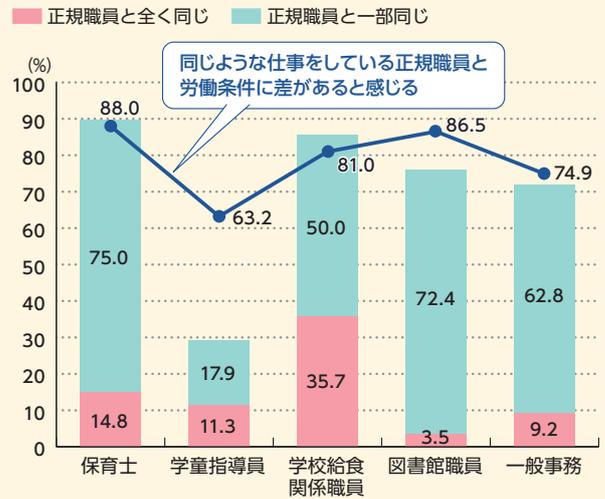


同じような仕事をしている正規職員と比べて感じる労働条件の差

短時間職員の73.4%が「差があると感じる」

短時間職員では、**学校給食関係職員の35.7%が「正規職員と全く同じ」**業務をしている。保育士、図書館職員では「一部同じ業務」が6～7割となっている。一方、「正規職員との労働条件に**「差があると感じる」と**の回答は**短時間勤務職員の7割を超え**、特に保育士が88.0%、図書館職員が86.5%と、9割近くになっている。

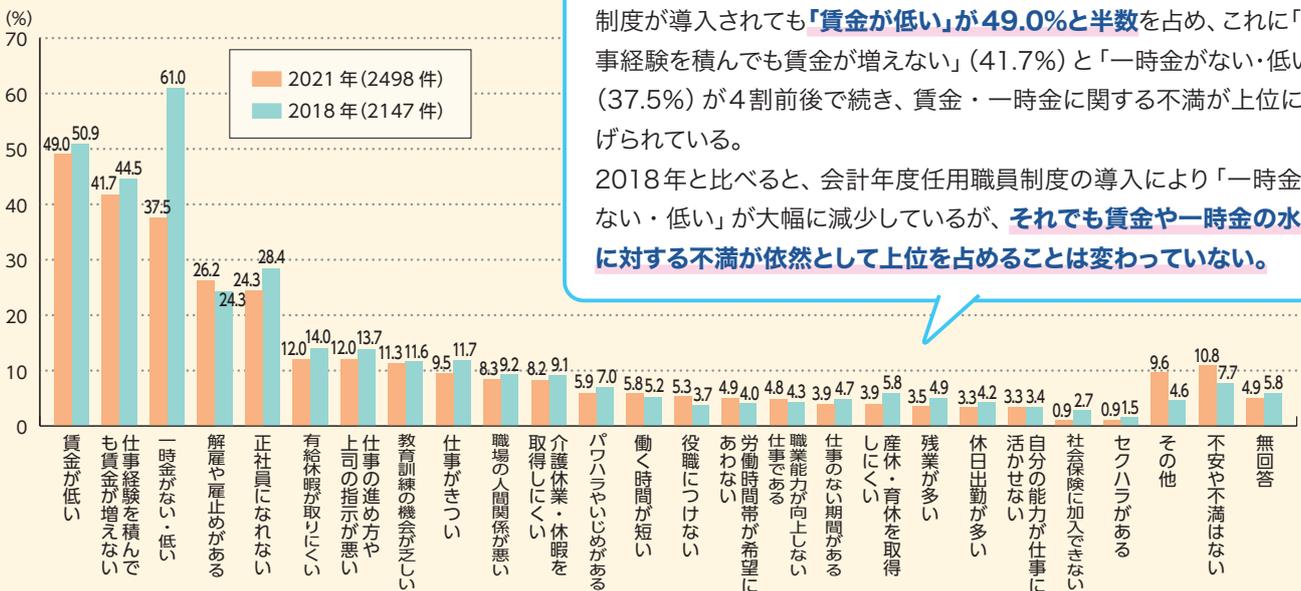
正規職員と比べた業務の内容と、労働条件に感じる「差」（短時間職員）



職場に対する不満や不安

上位は賃金や一時金の水準に対する不満

職場生活に対する不満や不安



制度が導入されても「賃金が低い」が**49.0%と半数**を占め、これに「仕事経験を積んでも賃金が増えない」(41.7%)と「一時金がない・低い」(37.5%)が4割前後で続き、賃金・一時金に関する不満が上位にあげられている。

2018年と比べると、会計年度任用職員制度の導入により「一時金がない・低い」が大幅に減少しているが、**それでも賃金や一時金の水準に対する不満が依然として上位を占めることは変わっていない。**

4人に1人は会計年度任用職員

行政サービスにはなくてはならない存在

2020年4月の
総務省調査によると、

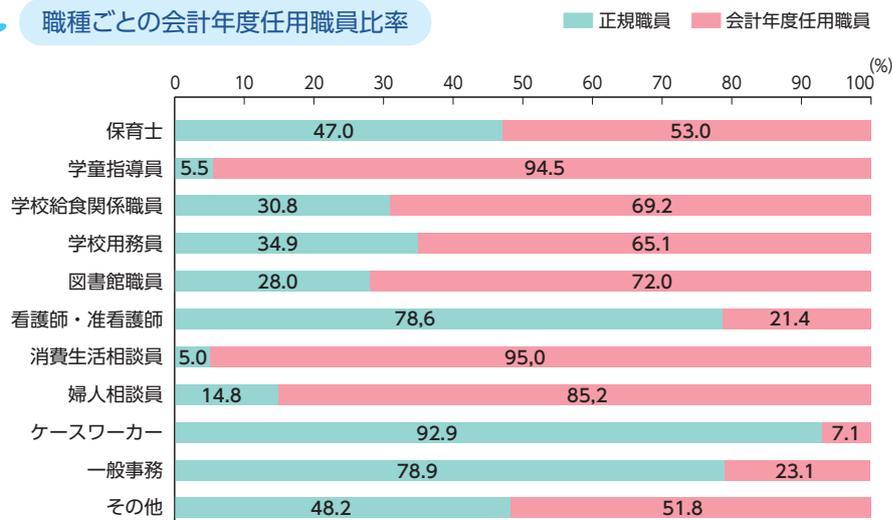
- 会計年度任用職員 62.2万人
- 臨時的任用職員 6.8万人
- 特別非常勤職員 0.4万人

臨時・非常勤等職員計

69.4万人

職種別にみると、消費生活相談員、学童指導員が9割以上、婦人相談員が8割以上、図書館職員が7割以上、学校給食関係職員、学校用務員が6割以上となっている。自治労調査によると会計年度任用職員の**ほとんどは短時間職員**だが、「週所定35時間以上」というフルタイムに近い勤務時間の職員も2割いる。

職種ごとの会計年度任用職員比率



出典：「2020年度自治体会計年度任用職員賃金・労働条件調査」自治労

「勤勉手当」の必要性

適正な任用・勤務条件の確保を目的に、2020年4月から会計年度任用職員制度がスタートしました。各種休暇制度の確立や「期末手当」の支給などにより処遇は一定程度改善しましたが、常勤職員との均等・均衡、いわゆる同一労働同一賃金の観点からは程遠い状況は依然として変わっていません。とりわけ短時間の会計年度任用職員は法律上、「期末手当」以外の手当支給が制限されており、格差解消に向けた取り組みの大きな障壁となっています。良質で安定した行政サービスの維持・向上のためには、会計年度任用職員等の待遇改善、雇用安定は解決すべき喫緊の課題です。

- 1 短時間勤務の会計年度任用職員の手当支給制限の見直し**
(地方自治法第203条の2、第204条の改正)を行い、
すべての会計年度任用職員に**勤勉手当を支給**することを求めます。
- 2 会計年度任用職員等の処遇改善、雇用安定をはかるため、
任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入**について
検討をすることを求めます。